

ＭＢＯや支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等に係る 「有価証券上場規程」等の一部改正について

2025年 7 月 7 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年 7 月 22 日から施行します。

今回の改正は、近年、上場会社において、ＭＢＯや支配株主による完全子会社化など、構造的な利益相反リスクの高いキャッシュアウト等が増加しており、2019 年の経産省による「公正な M & A の在り方に関する指針」の枠組みがより実効的に機能していくよう、ＭＢＯや支配株主による完全子会社化等に関する企業行動規範の「遵守すべき事項」について、特別委員会における検討の実効性向上を図るとともに、取引条件の公正性を判断するために必要な株式価値算定に関する開示の充実を促す観点から、所要の見直しを行うものです。

あわせて、上場会社として必要な I R 体制の整備を求める見直し等を行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. ＭＢＯ等に関する規範の見直し

(1) 少数株主にとって不利益でないことに関する意見の見直し

a. 対象行為

- ・ 上場会社は、ＭＢＯや支配株主・その他の関係会社等による完全子会社化等を決定する場合には、意見入手を行うものとします。

・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第 444 条第 1 項

b. 入手先

- ・ 上場会社は、上記 a. 対象行為に記載の場合には、利害関係を有しない社外取締役、社外監査役、社外有識者で構成される特別委員会から意見入手を行うものとします。

・ 有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第 434 条の 2 第 1 項

c. 意見の内容

- ・ 上場会社は、上記 a. 対象行為に記載の場合には、「一般株主にとって公正であることに関する意見」を入手するとともに、当該意見を開示するものとします。また、適時開示資料に当該意見書を添付するものとします。
- ・ 当該意見には、以下に掲げる事項に関する特別委員会の検討及び判断の内容を含めるものとします。
 - 上記 a. 対象行為の是非
上記 a. 対象行為が、上場会社の企業価値向上に資するか否か
 - 取引条件の公正性
買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等が公正なものとなっているか否か

・ 規程第 444 条第 1 項及び第 2 項

・ 施行規則第 434 条の 2 第 2 項

➤ 手続の公正性 取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか否か	
(2) 必要かつ十分な開示 ・ 上場会社は、その他の関係会社等による完全子会社化等を決定する場合の適時開示についても、必要かつ十分に行うものとします。	・ 規程第444条第1項第2号及び第3号並びに第2項
2. I R体制の整備 ・ 上場内国会社は、株主・投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制を整備しなければならないものとします。	・ 規程第439条の2
3. その他 ・ 上場維持基準に適合しなかった会社が改善期間の最終日の上場維持基準の判定結果の確認後でも、市場区分の変更申請を行うことを可能とするほか、所要の改正を行います。	・ 施行規則第604条第1項第2号

Ⅲ. 施 行 日

- ・ 2025年7月22日に施行します。
- ・ Ⅱ. 1. に関しては、施行日以後にMBOや支配株主・その他の関係会社等による完全子会社化等を決定するものから適用します。

以 上